

令和3年7月12日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄 様
千葉県市町村総合事務組合議会議長 相川 勝重 様

千葉県市町村総合事務組合

監査委員 佐久間 清 治 ㊞

監査委員 白 石 治 和 ㊞

例月出納検査の結果報告書

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、千葉県市町村総合事務組合一般会計、千葉県市町村交通災害共済特別会計、千葉県自治会館管理運営特別会計及び千葉県自治研修センター特別会計の令和3年3月、4月及び5月分の例月出納検査を執行したので、その結果を同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 検査実施日 令和3年7月12日
2. 検査対象月 令和3年3月、4月及び5月分（令和2年度）
3. 検査の範囲 千葉県市町村総合事務組合一般会計、千葉県市町村交通災害共済特別会計、千葉県自治会館管理運営特別会計、千葉県自治研修センター特別会計、歳入歳出外現金及び基金
4. 検査の結果 各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。

令和3年7月12日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄 様
千葉県市町村総合事務組合議会議長 相川 勝重 様

千葉県市町村総合事務組合

監査委員 佐久間 清 治 ㊟

監査委員 白 石 治 和 ㊟

例月出納検査の結果報告書

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、千葉県市町村総合事務組合一般会計、千葉県市町村交通災害共済特別会計、千葉県自治会館管理運営特別会計及び千葉県自治研修センター特別会計の令和3年4月及び5月分の例月出納検査を執行したので、その結果を同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 検査実施日 令和3年7月12日
2. 検査対象月 令和3年4月及び5月分（令和3年度）
3. 検査の範囲 千葉県市町村総合事務組合一般会計、千葉県市町村交通災害共済特別会計、千葉県自治会館管理運営特別会計、千葉県自治研修センター特別会計、歳入歳出外現金及び基金
4. 検査の結果 各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数は正確であり、現金の保管は適正であると認められた。